

# **イノシシ第二種特定鳥獣管理計画**

## **平成 29 年度事業実施計画（案）**

**平成 29 年 4 月**

**香 川 県**

## 1. はじめに

本計画は、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「イノシシ管理計画」という。）に基づき、平成 29 年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

## 2. 生息状況と年間捕獲目標

### (1) 生息状況

平成 28 年度において階層ベイズモデルを用いて推定された県内におけるイノシシの生息頭数は表のとおりである。本土部と小豆島のいずれにおいてもイノシシの捕獲頭数は増加しているが、本土部においては生息頭数が減少していない可能性が高く、より積極的な捕獲の強化が望まれる。

#### 香川県におけるイノシシ推定生息頭数

区分	本土部	小豆島	備考
推定自然増加頭数 (50%信頼限界)	11,779 頭 (9,147 頭~14,887 頭)	690 頭 (565 頭~863 頭)	平成 27 年度末 時点
推定自然増加率 (50%信頼限界)	47.1% (34.6%~60.1%)	89.7% (79.7%~99.2%)	〃
推定生息頭数 (50%信頼限界)	28,249 頭 (20,870 頭~39,300 頭)	591 頭 (312 頭~998 頭)	〃

※ 小豆島については、根拠となる歴年の捕獲頭数等のデータが少なく推定誤差が大きい可能性がある。

図 1 本土部におけるイノシシ推定生息頭数と今後の予想

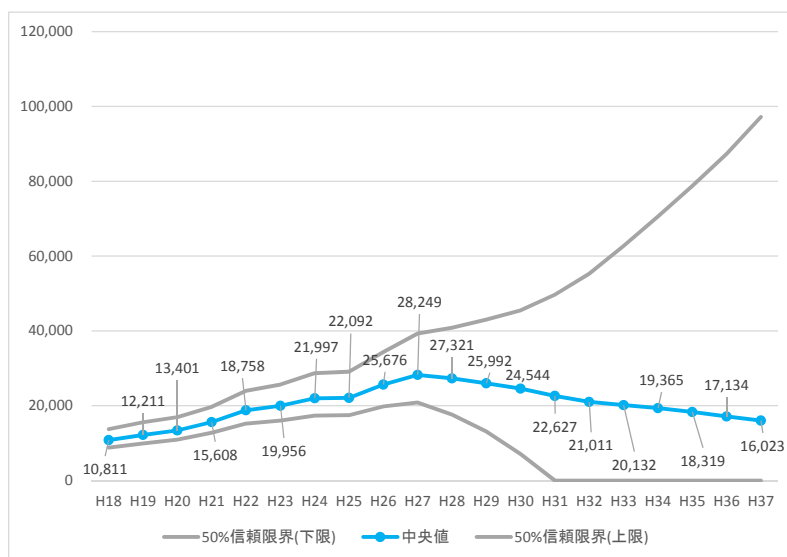
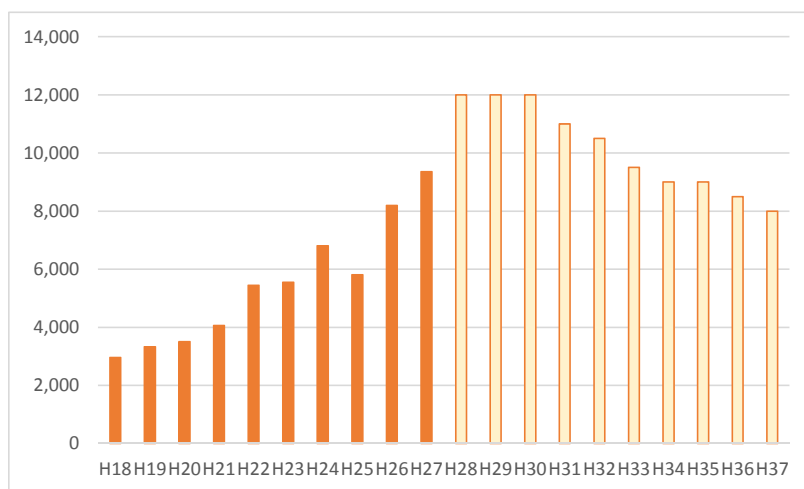


図2 本土部におけるイノシシの捕獲頭数の推移と今後の予想



## (2) 年間捕獲目標と個体数管理の考え方

イノシシ管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、積極的な捕獲を推進する。県全体での年間捕獲目標は 10,000～12,000 頭以上とする。

## 3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

### (1) 個体群管理

#### ① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。

ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする)

イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が 12cm を超える足くくりわなの制限解除)

ウ 休猟区における特例制度の活用

#### ② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「\*鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、有害鳥獣捕獲を推進する。

県は、平成 28 年度から実施している捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援するとともに、「香川県イノシシ捕獲技術プログラム」を活用した捕獲技術講習会等を開催し、捕獲効率の向上に努める。

\* 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

#### ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

##### 1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施

計画」(以下「実施計画」という。)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2) 実施期間

目標とする捕獲頭数を捕獲するために必要かつ適切な期間を定めるものとし、詳細は実施計画に定める。

3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住居集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

4) 事業の目標

詳細は実施計画において定める。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

詳細は実施計画において定める。

6) 事業の実施者

香川県

④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を推進するため、市町が開催する講習会等を支援する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落(自治会)」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材(地域リーダー)の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。イノシシの出没が多くなる9月前に市町等を対象に講習会を開催し、緊急時の対応等を協議する。

また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出沒情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。「出沒集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

### (3) 生息環境管理

#### ① 森林管理

集落や農地等に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

#### ② 集落環境管理

県及び市町は、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取り組みを、地域住民が集落ぐるみで積極的に行えるように支援する。

## 4. モニタリング調査

### (1) 生息状況調査

#### ① 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

#### ② 捕獲状況調査

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

#### ③ 階層ベイズモデルによる生息頭数の推定

出猟カレンダー調査の結果や、狩猟メッシュごとの捕獲実績を参考に、階層ベイズモデルによる生息頭数を推定する。

### (2) 農業被害調査

#### ① 農業被害調査

農業共済による作物ごとの被害金額や集落アンケート調査による被害実態調査を実施する。

#### (3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるなど、情報共有を図る。